インフルエンザ用

令和　　年　　月　　日

保護者　各位

世田谷区立上北沢小学校
学校長　三浦　健仁

出席停止のお知らせ

お子さんは、このたびインフルエンザ（インフルエンザ様疾患）にかかっているとのご連絡をいただきました。

つきましては、主治医から登校許可が出るまで出席停止となりますので、お知らせします。

出席停止はお子様に十分な休養を与え、早期に治癒させるため、また、他の児童生徒への感染を防ぐためのもので、この期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。

元気に登校されることをお待ちしています。

なお、回復し主治医から登校が許可されましたら、以下の「出席停止解除願」を保護者がご記入のうえ、ご提出ください。（医療機関での証明は不要）

――――　キ　――――　リ　――――　ト　――――　リ　――――

世田谷区立上北沢小学校長　あて

出席停止解除願

【診断名】**インフルエンザ**　　【受診日】令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
［A型・B型・未判定など］
※いずれかに○を記入

【医療機関名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【登校可能日】令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から登校許可

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付を記入→	／	／	／	／	／	／	／	／	／
解熱した日に○→									

※発症日の翌日から１日目と数える。

インフルエンザにて欠席していましたが、学校保健安全法施行規則に基づき、上記のとおり**発症日から５日を経過しかつ解熱した後２日を経過**し、医師に登校可能を確認しましたので、出席停止を解除願います。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿年＿＿＿＿組　　児童生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※　**学校保健安全法施行規則**により，インフルエンザの出席停止期間の基準は，**「発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」**とし，最低「発症した後５日を経過」するまでが出席停止期間となります。
　それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延長することがある。（発症後４日目以降に解熱した場合は，出席停止の期間が延長されていく。）

※　**発症日（当日は０日目となる）**は，病院を受診した日ではなく，インフルエンザ症状（３８℃程度の発熱等）が始まった日である。そのため**病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要**である。

		発症日 ０日目 （発症当日）	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後５日を経過した後		
最低基準	発症した後５日を経過							発症後６日目	発症後７日目	発症後８日目
例1	発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例2	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	発症後 ５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例3	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**		
例4	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**	
例5	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校可能**

（※　その後は，解熱した日によって出席停止日が準じ延長されていく。）

＊　出席停止期間中は安静に過ごしましょう。